

令和3年12月16日



担当課	こども家庭課
担当者	高岡
電話	(073) 435-1219
内線	(5280)

## 子育て世帯への臨時特別給付金について

### 【申請不要の方の、年内一括10万円支給を12月23日に前倒します】

#### <支給予定日>

令和3年12月28日(予定) → 令和3年12月23日(予定)

支給予定日は12月28日としていましたが、12月15日付けの国からの通知や金融機関との調整の結果、12月23日に支給を行うことが可能となりました。

すでに、お知らせを送付しています申請不要の方につきましては、児童手当の登録銀行口座に振り込みます。

### 【年明け支給で申請が必要な方へ】

高校生等(15歳から18歳)のみを養育している方や公務員の方は、令和3年9月30日時点で住所を有する市町村で申請を行います。

#### <申請書の送付>

令和4年1月上旬に発送予定(令和3年9月30日時点で和歌山市に住民登録のある児童宛て)

#### <申請方法>

同封の返信用封筒にて郵送または、こども家庭課の窓口へ持参

#### <支給予定日>

令和4年1月25日(予定)…第1回目

申請を受け付け、順次審査の後、届出された銀行口座に振り込みます。

※特例給付の支給を受けている方、生計を維持する程度の高い養育者の令和2年中の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方は、この給付金は支給対象外となります。

### 【対象児童】

平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童

